

# 要 望 書

全国市議会議長会指定都市協議会は、多様な大都市制度の早期実現等に関する要望を別紙のとおり議決いたしましたので、政府並びに国会におかれましては、特段のご配慮を賜りますよう、強く要望いたします。

平成28年11月

全国市議会議長会  
指定都市協議会  
会 長 桶 本 大 輔  
(さいたま市議会議長)

## 目 次

1	多様な大都市制度の早期実現	1
2	地方税財源の充実確保	2
3	地方議会議員の厚生年金への加入	4
4	持続可能な社会保障制度の確立	5

## 1 多様な大都市制度の早期実現

現行の指定都市制度は、暫定的に導入されたにもかかわらず、制度創設から既に半世紀以上が経過しており、今日の指定都市が直面する人口減少や少子高齢化、社会資本の老朽化などの問題や圏域全体の活性化・発展の牽引役として指定都市が求められる役割に十分に対応できる制度とはなっていない。

大都市制度に関する議論の根幹は、このような諸問題を解決し、基礎自治体優先の原則の下、住民がより良い行政サービスを受けられるよう、大幅な事務・権限と税財源の移譲により真の分権型社会を実現することにある。

指定都市は、その規模や歴史・文化をはじめ、国や広域自治体との関係性、地域で果たす役割など、それぞれが異なる特性を持っており、各都市においても、その地域にふさわしい大都市制度の実現を目指した取組が行われている。

こうした中、「大都市地域における特別区の設置に関する法律」は施行されたものの、従来から提案している「特別自治市」制度は未だ地方自治制度の中に存在しないなど、大都市制度に係る法的整備は十分になされていない。

また、道州制を議論する上でも、基礎自治体の権能の充実と新たな大都市制度の位置付けを明確にすることが不可欠である。

第30次地方制度調査会答申では、特別市（仮称）に一定の意義が認められると同時に、様々な課題について引き続き検討を進めていく必要があるとされており、引き続き多様な大都市制度の創設について、指定都市の意見を踏まえた調査審議を継続し、真の分権型社会の実現に向けて一層前進していくことが必要である。

よって、国においては、下記の事項を実現されるよう強く要望する。

### 記

道州制も視野に入れつつ、道府県から指定都市への事務・権限と税財源の移譲を積極的に進め、「特別自治市」制度の法制化など、地域の特性に応じた多様な大都市制度の早期実現を図ること。

## 2 地方税財源の充実確保

地方財政は、社会保障関係費の自然増や公債費が高い水準で推移することなどにより、平成28年度において5兆6千億円もの財源不足が生じている。

このような中、基礎自治体である市が、住民生活に直結した様々な行政サービスを今後も安定的に行うためには、地方税・地方交付税等の一般財源総額の充実確保が極めて重要である。

よって、国においては、平成29年度税制改正・地方財政対策に当たり、特に下記の事項を実現されるよう強く要望する。

### 記

#### 1 平成29年度税制改正について

- (1) 地方財政の財源が大幅に不足している現状に鑑み、今後とも地方税制の拡充強化に努めること。

その際、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。

- (2) 消費税・地方消費税の引上げが再延期されることにより、地方が進める社会保障施策の充実に向けた取組に支障が生じることがないように国の責任において必要財源を確保すること。

- (3) 償却資産に係る固定資産税は、市町村財政を支える基幹税であることから、現行制度を堅持すること。

なお、平成28年度税制改正において創設された時限的な特例措置については、期間の延長は行わないこと。

- (4) 軽自動車税のグリーン化特例や自動車重量税にかかるエコカー減税の延長に当たっては、地方の財政運営に支障が生じないようにすること。

また、自動車の保有に係る税負担の軽減に関する総合的な検討については、消費税・地方消費税の引上げ再延期に併せて延期すること。

- (5) ゴルフ場利用税は、ゴルフ場所在市町村の財政需要に対応した貴重な税財源となっていることから、現行制度を堅持すること。

- (6) 地球温暖化対策において地方自治体が果たしている役割及び財政負担を十分踏まえ、その役割等に応じた地方税財源を確保する仕組みを構築すること。

## 2 平成29年度地方財政対策について

- (1) 社会保障関係費の増大や地域の防災・安全対策、地域経済の振興など地域の活性化対策に的確に対応するため、地方税・地方交付税等の一般財源総額を充実確保すること。
- (2) 地方創生の推進、人口減少対策、地域経済・雇用対策等への取組を確かなものとするためにも、必要な歳出を別枠で地方財政計画に計上するなど、地域の実情を踏まえた措置を引き続き講じること。
- (3) 地方交付税については、引き続き、財源保障機能と財政調整機能の両機能が適切に発揮できるよう、その総額を確保すること。また、地方の財源不足の補てんについては、地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な見直しを行うこと。

### 3 地方議会議員の厚生年金への加入

地方創生が、我が国の将来にとって重要な政治課題となり、その実現に向け大きな責任を有する地方議会の果たすべき役割は、ますます重要となっている。

このような状況の中、地方議会議員は、これまで以上に地方行政の広範かつ専門的な諸課題について住民の意向をくみとり、的確に執行機関の監視や政策提言等を行うことが求められている。

また、地方議会議員は、議会活動のほか地域における住民ニーズの把握等様々な議員活動を行っており、近年においては、都市部を中心に専門化が進んでいる状況にある。

一方で、統一地方選挙の結果をみると、投票率が低下傾向にあるとともに無投票当選者の割合が高くなるなど、住民の関心の低さや地方議会議員のなり手不足が深刻な問題となっている。

よって、国においては、下記の事項を実現されるよう強く要望する。

#### 記

国民の幅広い層からの政治参加や地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金加入のための法整備を早急に実現すること。

## 4 持続可能な社会保障制度の確立

現在、国においては、社会保障制度改革に取り組んでいるところであるが、今後10年間で75歳以上人口が急速に増加するとされる都市部では、機能を強化し、安定した財源を確保した持続可能な社会保障制度の確立が不可欠である。

介護や医療が必要な状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、国においては、特に下記の事項を実現されるよう強く要望する。

### 記

地域医療介護総合確保基金は、消費税及び地方消費税の引上げ分が充てられる社会保障の充実施策の一つに位置付けられており、地域ごとの実情に応じた「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」という制度改革趣旨を踏まえ、その配分に当たっては都市自治体の意向を十分に踏まえるとともに、地域の実情に応じて柔軟に活用できる制度とし、将来にわたり十分な財源を確保すること。